



島労発基0901第8号
令和8年9月1日

島根地方最低賃金審議会
会長 藤本 晴久 殿

島根労働局長
中村 昭彦



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金
（令和7年島根労働局最低賃金公示第3号）

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（令和7年島根労働局最低賃金公示第5号）

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（令和7年島根労働局最低賃金公示第4号）

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金
（令和7年島根労働局最低賃金公示第6号）

島根県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年島根労働局最低賃金公示第5号）